

犬、猫の不妊手術補助金について

補助金の目的

町では、犬や猫が不必要に繁殖することを防止し、飼いきれなくなって捨てられたり、引き取り処分される不幸な子犬・子猫を出さないために、避妊・去勢手術にかかる経費の一部を補助しています。

この補助金は、飼い犬等の不妊手術に要する経費の一部を補助することによって、飼い犬等が不必要に繁殖して不当に捨てられることを防止するとともに、動物愛護思想を高めていくことを目的としています。



補助の条件

この補助金は、下記事項が交付の条件です。

- 御宿町に住民登録している人。
- 公益社団法人 千葉県獣医師会員の獣医師により手術を受けた者。
- 一世帯につき、当該年度(4月から翌年3月)に、飼われている犬及び猫の各1頭(匹)
- 犬の場合は、登録と申請した年度の狂犬病予防注射を受けていること。
- 町税を完納していること。

補助金額

- 犬(オス・メスともに) 3,000円
- 猫(オス・メスともに) 3,000円

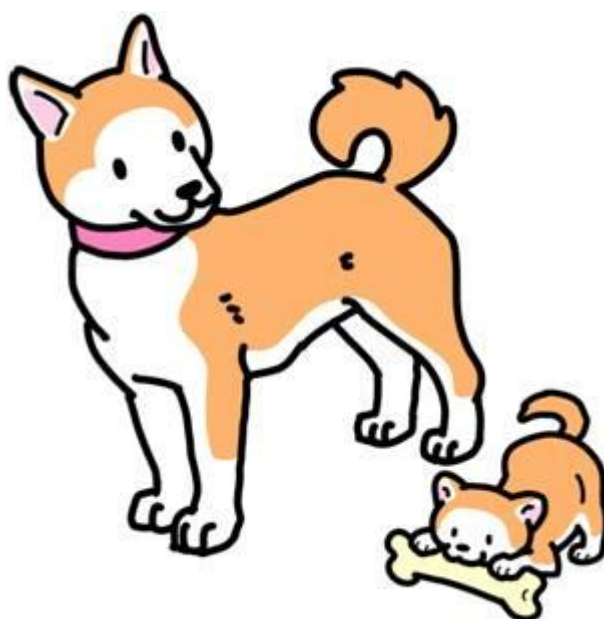
必要な書類(必要書類・領収書及び補助金の振込先はすべて同一名義でお願いします。)

- [不妊手術補助金交付申請書](#)
- 手術費の領収書(コピー可)
- [不妊手術証明書](#)
- [不妊手術補助金交付請求書](#)

手続きの流れ

1. 不妊手術補助金交付申請書に必要事項を記入の上、建設環境課に提出してください。
2. 数日後、郵送にて補助金交付決定通知書を交付します。
また、後日必要となる書類(不妊手術証明書・補助金交付請求書)も同時にお送りします。
3. 不妊手術終了後、手術費の領収書および不妊手術証明書・補助金交付請求書に必要事項を記入・押印の上、再度建設環境課へお越しください。

なお、補助金交付決定通知書が交付される前に手術をした場合は、補助金が受けられませんのでご注意ください！



申請・問合せ先

建設環境課 環境整備班

電話 0470-68-6694